

見直しの背景

- 能登半島地震等の発生を受け、非常災害時等における井戸水の利活用について関心の高まり
- 都では、断水時の対策として、非常災害用井戸は、条例による揚水量制限の適用対象外
一方、平時に使用する常用井戸は、非常災害時にも揚水量制限を適用
→病院等の人命に関わる一部施設の常用井戸について、揚水量制限を見直し

見直しの内容 医療施設及び福祉施設における揚水量制限を一時的に解除

平時・非常時ともに、
日量最大 20 m³以下かつ月平均 10 m³以下



非常時の断水期間に限り、
当該揚水施設の揚水可能量を上限とする

環境確保条例施行規則第29条改正（抜粋） ※太字を追加

（地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量の制限）

- 3 条例第76条第2項及び第134条第2項に規定する規則で定める揚水量は、1日当たりの揚水量が、最大で20立方メートル以下であり、かつ、月平均で10立方メートル以下であることとする。
ただし、次の各号に掲げる事業所の揚水施設における揚水量は、非常時において当該揚水施設の揚水可能量を上限とする。
- 一 **病院その他の医療施設**
 - 二 **社会福祉施設（通所のみにより利用されるものを除く。）**